

生食発0531第4号
元消安第470号
令和元年5月31日

各

都道府県知事
保健所設置市長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

農林水産省消費・安全局長
(公印省略)

対シンガポール輸出食肉の取扱いについて

今般、別紙のとおり、日本からシンガポールへ輸出される食肉について「対シンガポール輸出食肉の取扱要綱」を定めましたので、本要綱に基づき対応いただくとともに、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

なお、平成21年5月14日付け食安発第0514001号「対シンガポール輸出食肉の取扱いについて」は、令和元年6月1日を以て廃止します。

記

- 1 シンガポールへ輸出される食肉に添付する食肉衛生証明書については、5月31日までに発行されるものについては、平成21年5月14日付け食安発第0514001号「対シンガポール輸出食肉の取扱いについて」別紙1「対シンガポール輸出食肉の取扱要領」別紙様式3-1及び3-2により発行すること。
- 2 令和元年6月1日以降の日付で発行される食肉衛生証明書については、本通知別紙「対シンガポール輸出食肉の取扱要綱」別記様式6-1及び6-2により発行すること。
- 3 上記に示す食肉衛生証明書様式の切り替え日は、自治体の管轄当局が食肉衛生証明書を発行する日付に基づき切り替えるものであって、シンガポールへ荷が到着する日を考慮するものではないことに留意すること。

問合せ先 厚生労働省医薬・生活衛生局 食品監視安全課 TEL：03-3595-2337 農林水産省消費・安全局 動物衛生課 TEL：03-3502-8295
--